

身近にオオキンケイギクは 咲いていませんか？



オオキンケイギクは「**特定外来生物**」で、栽培はできません

オオキンケイギクは、5月から9月ごろまで鮮やかな黄色の花を咲かせます。種子で広がるだけでなく多年草なので、毎年、地中に残った根から茎・葉が伸びてきます。在来植物の生育場所をうばうおそれ等から外来生物法で**特定外来生物**に指定されており、**栽培することは禁止されています**。

みなさんの土地に生えていたら**抜き取ってください**

敷地や農地、私道など人が所有・管理している土地にこの植物が生えていたら、栽培されている状態とみなされる可能性があります。もし、オオキンケイギクが生えていることに気づいたら、なるべく早く、できれば花が咲くよりも前に、**できるだけ根を残さないように抜き取って**下さい。

なるべく種子をつける前に、**燃えるゴミとして回収**を

オオキンケイギクは、花が咲き終わると次々にこげ茶色の実となり、中に種子がたくさんでき、株を抜き取ったり切り取ったりした後、放置しても、花が実となり種子を落とすことがあります。そのため、取り除いた株は、すぐにお住まいの地域の**ゴミ回収用の袋に入れ**、実や種子がこぼれないよう**袋の口をしっかりと閉じ**、**燃えるゴミとして回収**してもらって下さい。

抜き取った後も、**新しい芽生え**にご注意を

よく目立つ花を咲かせた株のまわりにも注意すると、花をつけていなくても同じように**細長いへう形の葉**をつけた株が見つかることもあります。また、地面に落ちた種子からは、**新しい芽生え**が育ってきます。このように花のない株や芽生えについても、**見つけたら早めに抜き取って**下さい。

似た植物との見分け方

8月ごろから咲き始める**キバナコスモス**は花の色や形、大きさなどがよく似ていますが、葉が細かく分かれた形をしているので見分けられます。キバナコスモスも外来種ですが、特定外来生物などの規制対象ではないため、ふつうのコスモスと同じように栽培できます。



花が終わると茶色の実ができる



小さな芽生えも対象に



秋に咲くキバナコスモス

問い合わせ先：お住まいの市町の市役所・町役場 または
滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課 生物多様性戦略推進室
電話：077-528-3483 電子メール：dg0002@pref.shiga.lg.jp

敷地や農地、私道など**所有・管理している土地**で **オオキンケイギク**を見つけたときの対応のしかた

＜まず見つけましょう＞

オオキンケイギクを見分けるときは、特徴的な花（色・形）や花の咲く時期を参考にしてください。

黄色い花と「へら」形の葉



＜葉の形も覚えて、花のない個体も対象に＞

細長い「へら」のような葉の形を覚えて、花が咲く前や、花を付けない小さな株も見つけ、一緒に取り除く対象にしましょう。

＜取り除く方法：できれば「抜き取り」で＞

オオキンケイギクを取り除くときは、地中に根が残ると再生するので、できるだけ根を残さないように抜き取ってください。

花がなくても除去



＜処分の仕方：燃えるゴミとして＞

抜き取り・刈り取りで取り除いたオオキンケイギクの株は、すぐに燃えるゴミの袋に入れ、実や種子がこぼれないよう袋の口をきちんと閉じ、燃えるゴミの収集日に回収してもらってください。

＜積み置きして枯らさないで！＞

取り除いたオオキンケイギクの株を枯らすために、地面に積み置かないようにしてください。花だけでなく実が付いたままで積み置いていると、種子が落ちて新しく芽生えが出てくるかもしれません。また、取り除いた時には花がなくても、積み置かれている間に、株が枯死しないうちに実や種子を付けてしまうことがあります。

なるべく根を残さずに



＜自治会等での対策：地域での周知を＞

個人ではなく、自治会などの地域の活動でオオキンケイギクを取り除く場合には、事前に回覧や掲示板、インターネットなどで、いつ、どこで活動を行うのか、地域への周知をはかってください。

※オオキンケイギクを含め「特定外来生物」は、外来生物法により生きたままでの移動や保管が禁止されていますが、同法の施行規則により、特定外来生物の植物を自治会等が駆除する活動は、密封した袋等に入れること、回収ルートに乗せることとともに、活動を公表すること（形式は問いません）を条件に、手続き不要で実施できるようになっています。

袋に詰めて燃えるゴミで



＜アフターケア：再生を防ぐために＞

オオキンケイギクを取り除いた場所には、小さくて気づきにくい芽生えがあったり、土の中に種子が眠っていたり、根が完全に取りきれずに残っていたりするかもしれません。そのため、取り除いた後も、オオキンケイギクが残っていないか、再生していないかを、見回って確認する「アフターケア」を忘れないようにしてください。少し面倒ではありますが、せっかく取り除いたときのみなさんの努力を無駄にしないためにも、アフターケアは大切です。

アフターケア
で再生防止

国や県、市町などが管理する道路や河川などに生えているオオキンケイギクは、土地の管理者が維持管理の一環として取り除くこともあります。

